

季節労働者の方へ

離職前でも申込可！

資格取得促進事業のお知らせ

協議会では、季節労働者の通年雇用化を促進するため、協議会の指定する教育訓練を受講・修了し、又は資格検定試験に合格した場合、その受講に要した**経費の一部**を助成します。

※助成を受けるためには、事前に相談が必要です。相談を希望する方は、相談日時を調整いたしますので裏面に記載の協議会事務局までご連絡ください。

(協議会に事前相談なく受講・修了した方は一部助成対象にはなりません。)

●相談～終了まで: ①協議会で相談②対象の場合は申請書記入③承認後、直接教習先へ申込み、料金支払い④受講・修了(試験に合格)⑤協議会へ修了証・領収書1/13までに提出⑥後日、本人口座へ振込⑦協議会へ状況届提出→終了

1 対象となる季節労働者(下記①②の方)

- ①北斗市・七飯町・森町・鹿部町に住所を登録されている季節労働者の方
- ②次の(1)(2)(3)のいずれかに該当する方で、確認書類(写し)を提出できる方
 - (1)雇用保険の被保険者種類が**短期雇用特例被保険者**として雇用されている方又は離職予定の方
 - (2)離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が**短期雇用特例被保険者**であった方(離職年月日が令和7年4月1日以降の方)
 - (3)離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が一般被保険者等(高年齢被保険者を含む)であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方(前々職の離職年月日が令和7年4月1日以降の方)

2 助成対象となる指定教育訓練

自動車免許関係	普通自動車(第二種)免許 中型自動車(第一種・第二種)免許 大型自動車(第一種・第二種)免許 大型特殊自動車免許 けん引免許
技能講習関係	ガス溶接技能講習
上記以外では雇用保険制度における厚生労働大臣が指定した教育訓練給付の教育訓練講座	

※上記資格は、対象教育訓練の一部ですので、詳細はお問い合わせください。

※AT(オートマ)限定解除料は対象外。

3 助成対象経費

教習先へ支払った受講料(教科書代含む)+入学金等の10分の5以内で助成します。1人13万円を限度とします。(下記①+②の合計額を助成)

- | |
|-------------------------------------|
| ①北海道負担=助成対象経費×3/10(円未満切り捨て)1人10万円限度 |
| ②協議会負担=助成対象経費×2/10(円未満切り捨て)1人3万円限度 |

※教習先へ申込時必要な住民票代・宿泊費・交通費、運転免許試験場に支払う料金等は対象外。他にも対象外経費あり。

4 申込期限

令和8年12月16日(水)

5 募集人数

3名 ※人数に達した時点で、申込期間内でも募集を締切ります。

6 申込に必要なもの

- ①印鑑（ゴム印以外の印鑑）
- ②指定教育訓練の内容や受講料がわかる教育訓練機関発行の資料（見積書やパンフレット等）
- ③季節労働者を証明する書類【次のいずれかの書類の写しを提出】

- (1)雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者として雇用されている方又は離職予定の方
→下記の(ア)提出 ← 離職前でも(ア)で申込可
- (2)離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方（離職年月日が令和7年4月1日以降の方）→下記の(イ)（ウ）のいずれか提出
- (3)離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が一般被保険者等であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方（前々職の離職年月日が令和7年4月1日以降の方）
→下記の(イ)前職分と(ウ)前々職分提出（両方）

(ア) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）

(イ) 雇用保険被保険者離職票1と2（両方）

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (被保険者通知用)

被保険者番号 [] 確認(受理)通知年月日 [] 資格取得年月日 [] 取得時被保険者種類 [] (1又は9 一般 高年齢, 2又は3 短期)

被保険者氏名 [] 生年月日(元号-年-月-日) [] (2) (昭和)

事業所名称 []

この数字が2又は3の方

様式第6号(2) 雇用保険被保険者離職票-2

様式第6号(1) 雇用保険被保険者離職票-1

この数字が2又は3の方

(ウ) 雇用保険特例受給資格者証(受給資格通知)

雇用保険特例受給資格者証 (第1部)

1. 支給番号 [] 2. 氏名 []

3. 被保険者番号 [] 4. 性別 [] 5. 生年月日 [] 6. 求職番号 []

7. 住所又は居所 []

8. 住所又は居所 []

9. 支払方法(記号)(口座)番号 [] (機関名-支店名)

10. 資格取得年月日 [] 11. 離職年月日 [] 12. 離職理由 []

13. 60歳到達時賃金日額 [] 14. 離職時賃金日額 [] 15. 給付制限 []

16. 求職申込年月日 [] 17. 認定予定月 [] 18. 受給期限年月日 []

19. 基本手当日額 [] 20. 所定給付日数 [] 算定被保険者期間 []

21. 離職前事業 []

22. 離職前事業 []

23. 特例表示(災害時、一)

ここに特例と記載がある方

お問い合わせ先 **南渡島通年雇用促進支援協議会**

《事務局》〒049-0192 北斗市中央1丁目3番10号
北斗市役所 経済部 水産商工労働課内

TEL 0138-73-3111

平日 8:30~17:00 / ㊟ 土日祝・年末年始(12/29~1/3)

《協議会構成》北斗市・七飯町・森町・鹿部町

北斗市商工会・七飯町商工会・森商工会議所・森町さわら商工会・

鹿部商工会・北海道渡島総合振興局

函館公共職業安定所(運営委員会オブザーバー)

